有料自転車駐車場の定期利用について

このたびは、有料自転車駐車場の定期をご利用いただき誠にありがとうございます。
定期利用についてお願いがございますので、以下の説明をご理解いただき今後もご利用いただきますようお願いいたします。

1　定期券の受付

・定期券の利用申込は各自転車駐車場管理事務所で受付しております。定期利用は月極め利用となります。
・受付期間は、利用する月の前月１６日から末日までの管理事務所営業時間内となります。
・継続して利用される方は、利用期間最終月の上記受付期間中に管理事務所で更新手続きをお願いします。
・更新手続きの際には必ず定期カードまたは定期カードとして使用しているマナカをご持参ください。
・受付期間内に更新手続きが行われない場合、次回の利用申込については新規契約の扱いとさせていただきます。この場合、契約ブロックが変更となることがございますのでご注意願います。

※２５日から末日は管理事務所窓口が混雑しますので、早めの更新をお願いします。
※上小田井自転車駐車場（北・南）は定期更新機もご利用いただけます。
※地上設置の管理事務所営業時間は、日曜日・祝日・１２月２９日から１月３日までを除く午前６時３０分から午後８時まで（車道自転車駐車場のみ午後３時から午後８時まで）となっております。

2　定期料金

（１）利用料金表

利用区分		１カ月	３カ月	６カ月
自転車	一般	2,000円	5,500円	10,750円
	大学生等	1,700円	4,600円	8,950円
	高校生以下	1,500円	4,000円	7,750円
	一般・大学生等（子育て応援料金）	1,500円	4,000円	7,750円
	高校生以下（子育て応援料金）	1,000円	2,500円	4,750円
原動機付自転車（50cc以下） 電動キックボード		3,500円	9,500円	18,500円

※子育て応援料金は、児童扶養手当を受給している世帯の方、ひとり親家庭等医療費助成の対象となっている方が対象となります。
※原動機付自転車・電動キックボードは、御器所駅、桜山駅、瑞穂区役所駅、桜本町駅、野並駅ではご利用いただけません。
※上小田井、庄内緑地公園、鳴子北、神沢(北)では、駅出入口から遠い一部のブロックについて値下げ料金を設定しております。詳しくは管理事務所までお問い合わせください。

（２）利用料金の減額及び減免

以下の方は、利用料金が減額または免除されますので、利用申込時に必要書類等をご用意ください。

①減額

利用区分	必要書類
大学生等	学生証など通学していることが証明できるもの
高校生以下	
子育て応援料金	・児童扶養手当を受給している世帯の方 児童扶養手当証書（写し可）＋児童扶養手当と同じ住所が記載されたもの１点（運転免許証・学生証・健康保険証等） ・ひとり親家庭等医療費助成の対象者の方 ㊔が記載された医療証

②減免

利用区分	必要書類
生活保護を受けている世帯に属する方	休日・夜間等受給証、生活保護受給証明書、生活保護決定通知書のいずれか
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により支援を受けている方	行政が発行する本人確認証
戦傷病者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳
原被爆者健康手帳をお持ちの方	被爆者健康手帳
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳
愛護手帳（これに類するものを含む）をお持ちの方	愛護手帳または療育手帳
特定医療受給者証をお持ちの方	特定医療受給者証
障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	障害福祉サービス受給者証
地域相談支援受給者証をお持ちの方	地域相談支援受給者証
移動支援・地域活動支援受給者証をお持ちの方	移動支援・地域活動支援受給者証

3　解約手続き

・自転車駐車場の定期利用は月極め利用となっています。ご都合により定期利用を解約される場合は、解約を希望される月の前月末日までに、定期カードと印鑑をご持参ください。
・解約を希望される月になってからのお申出につきましては、取り扱いできませんのでご了承ください。（前月末日は、前月最終営業日となりますので、休日等ご注意ください。）
・解約に伴い、未使用の利用月（期間）がある場合は、利用料金を一部返金いたします。返金額の詳細については、各自転車駐車場管理事務所にお問い合わせください。

4　ご利用にあたってのお願い

・駐車場内では自転車から降りて通行してください。
・ご利用にあたっては指定された場所に正しく駐車してください。
・定期利用カード（定期シール含む）を第三者に譲渡または転貸しないでください。
・駐車場内での盗難、事故等について当事業体は一切責任を負いません。また、自転車等には必ずカギをかけてください。
・駐車場内に利用料を納入しないで駐車している自転車等は、撤去することがあります。（撤去の際、チェーンなどで柵などに施錠されている自転車等はチェーンを切断します。なお、損害については、責任を負いません。）
・駐車場内では、他人の迷惑となる行為、火気、その他の危険物の持ち込みを禁止します。
・駐車場内の設備、建物に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
・駐車場では係員の指示に従ってください。
・駐車場の情報についてはＷＥＢサイト「チャリナビ７２」からもご覧いただけます。
・その他ご不明な点は管理事務所係員にお問い合わせください。